公益財団法人世田谷区保健センター被服貸与規則

(昭和52年7月19日 | 財世保規則第4号)

(目 的)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、職員に対し、職務の執行上必要な被服を 貸与することを目的とする。

(被貸与者、貸与品及び貸与期間)

- 第2条 被貸与者、貸与する被服(以下「貸与品」という。)の種類及び貸与期間は別表に よる。
 - 2 この規則に定める期間は、年で計算する。
 - 3 貸与品に冬期用、夏期用の区別のあるものについては、冬期用のものは10月から翌年5月まで、夏期用のものは6月からその年の9月までを、それぞれ一冬、一夏の期間とする。

(貸与期間)

第3条 貸与品の貸与期間は、貸与品の命数を考慮して伸縮することができる。 (再 貸 与)

第4条 貸与期間において、貸与品を亡失又はき損したため、代品を要すると理事長が認め たときは、再貸与することができる。

(被貸与者の異動による貸与品の取扱い)

第5条 被貸与者が退職、休職又は他へ転勤するときは、その貸与品が、貸与期間満了前の ものに限り、その被貸与者は貸与品を直ちに返納しなければならない。

(貸与品の取扱い)

第6条 貸与品は、これを貸与の目的以外に使用し又はその他の処分をすることができない。

(局長の報告義務)

第7条 被貸与者が貸与品を亡失若しくはき損したとき、又は第5条の規定に違反し返納 しないときは、事務局長は、すみやかに理事長に報告しなければならない。

(被服の特別貸与)

第8条 理事長が特に必要と認める業務に従事する者に対しては、第2条に規定する貸与 品以外の被服を貸与することができる。

(共用被服)

第9条 事務局長は、業務上共用させるため、第2条に規定する貸与品以外の作業用衣、前掛、雨衣、ゴム長靴等の被服を備え置くことができる。

2 前項の共用被服の数及び備え付けを必要とする職場については、事務局長が定める。

(貸与品に対する調査)

第10条 事務局長は、必要に応じ貸与被服の使用状況及び貸与品の適応性を調査し、所要の 措置を講じなければならない。

(この規則の施行に関し必要な事項)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和52年7月19日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

付 則 (昭和60年3月27日 規則第1号) この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年 12 月 12 日 規則第 5 号) この規則は、平成元年 12 月 12 日から施行する。

付 則 (平成2年8月31日 規則第5号) この規則は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成 15 年 12 月 1 日 規則第 1 号) この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし別表の改正規定のうち、貸与品及び単価の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成18年8月1日 規則第3号) この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日 規則第9号) この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日 規則第 3 号) この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和3年8月1日 規則第1号) この規則は、令和3年8月1日から施行する。

別 表 (第2条)

種	別	被貸与者	貸与被服品名	貸与数	貸与期間	備考
1	1	自動車の運転業務に従事する者	長靴	1	7	
	2	自動車の運転業務に従事する者 (非常勤職員)	長靴	1	-	1 回限定貸与
2	1	一般診療に従事する医師	医務服 (白衣)	2	3	
		(常勤のみ)	白ズボン	2	3	
			医務靴	1	2	
3	1	運動指導に従事する者	運動着 (上下)	1	3	
			夏運動着(下)	1	3	
			半袖Tシャツ	1	2	
			半袖ポロシャツ	2	2	
			運動靴	1	2	
			雨衣	1	5	
			防寒衣	1	5	
	2	運動指導に従事する者	運動着 (上下)	1	5	
		(非常勤職員)	夏運動着(下)	1	5	
			半袖Tシャツ	1	3	
			半袖ポロシャツ	1	3	
			運動靴	1	3	
			雨衣	1	7	
			防寒衣	1	7	
4	1	エックス線操作業務に従事する者	医務服 (上下)	2	3	
			医務靴	1	2	
	2	エックス線操作業務に従事する者	医務服 (上下)	1	2	
		(非常勤職員)	医務靴	1	3	
5	1	各種検査業務に従事する者	医務服 (上下)	2	3	
		(検査係)	医務靴	1	2	
	2	各種検査業務に従事する者	医務服 (上下)	2	3	
		(検査係 健康増進事業担当)	医務靴	1	2	
			運動着(上下)	1	5	

種	別	被貸与者	貸与被服品名	貸与数	貸与期間	備考
6	1	一般診療に従事する看護師	医務服 (上下)	2	3	
		(看護係)	医務靴	1	2	
	2	一般診療に従事する看護師	医務服(上下)	1	2	
		(非常勤職員)	医務靴	1	3	
	3	一般診療及び健康増進・教育に 従事する看護師	医務服(上下)	2	3	
			医務靴	1	2	
		(看護係 健康増進事業担当)	運動着(上下)	1	5	
	4	一般診療及び健康増進・教育に 従事する看護師	医務服 (上下)	1	2	
			医務靴	1	3	
		(非常勤職員)	運動着(上下)	1	-	1 回限定貸与
7	1	栄養指導に従事する者	医務服 (上下)	2	3	
			医務靴	1	2	
			調理衣	2	3	
			三角布	2	3	
			エプロン	2	3	
			運動着(上下)	1	5	
	2	栄養指導に従事する者	医務服 (上下)	1	3	
		(非常勤職員)	医務靴	1	3	
			調理衣	1	3	
			三角布	1	3	
			エプロン	1	3	
			運動着(上下)	1	-	1 回限定貸与
8	1	施設内にて児童指導、成人指 導、専門指導及び相談業務に従 事する者	運動着(上下)又は	1	3	
			エプロン			
			夏運動着(上下)又は	1	2	
			夏運動着上2			
			運動靴	1	2	
	2	施設内にて児童指導及び専門指 導に従事する者	運動着(上下)又は	1	4	
		11-10-1-7-0-1	エプロン			
			夏運動着(上下)又は	1	3	
		(非常勤職員 月12日以上)	夏運動着上2			
			運動靴	1	3	
	3	施設内にて児童指導及び専門指 導に従事する者	運動着(上下)又は	1	5	
			エプロン	ļ		
			夏運動着(上下)又は	1	4	
		(非常勤職員 月11日以下)	夏運動着上2			
			運動靴	1	4	

種	別	被貸与者	貸与被服品名	貸与数	貸与期間	備考
9	1	施設外において専門指導に従事 する者及び成人担当で専門指 導・相談業務に従事する者のう ち指定する者	運動着(上下)又は	1	3	
			夏運動着(上下)又は	1	2	
			夏運動着上2			
			運動靴	1	2	
			雨衣	1	5	
			防寒衣	1	5	
	2	施設外において専門指導に従事 する者及び成人担当で専門指 導・相談業務に従事する者のう ち指定する者	運動着(上下)	1	4	
			夏運動着(上下)又は	1	3	
			夏運動着上2			
		(非常勤職員 月12日以上)	運動靴	1	3	
			雨衣	1	7	
			防寒衣	1	7	
	3	施設外において専門指導に従事 する者	運動着(上下)	1	5	
			夏運動着(上下)又は	1	4	
		(非常勤職員 月11日以下)	夏運動着上2			
			運動靴	1	4	
			雨衣	1	10	
			防寒衣	1	10	
10	1	看護師業務に従事する者	運動着(上下)	1	3	
			夏運動着又は	1	2	
			医務服 (上下)			
			運動靴(ナースシューズ可)	1	2	
	2	看護師業務に従事する者	運動着(上下)	1	4	
		(非常勤職員 月12日以上)	夏運動着又は	1	3	
			医務服 (上下)			
			運動靴(ナースシューズ可)	1	3	
	3	看護師業務に従事する者	運動着(上下)	1	5	
		(非常勤職員 月11日以下)	夏運動着又は	1	4	
			医務服(上下)	<u> </u>	ļ	
			運動靴(ナースシューズ可)	1	4	